医療保険普通保険約款（抜粋）

第1章　用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学上重要な関係	高血圧症とそれに起因する心臓疾患もしくは腎臓疾患の関係、または糖尿病とそれに起因する腎症もしくは網膜症もしくは白内障の関係その他の医学上関連性の認められるものをいいます。
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいい、医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師、歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師をいいます。日本国外においては、当会社が日本国内における医師に相当する資格を有する者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。
危険	保険金の支払事由の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険の支払事由	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険金を支払う要件として規定する事由をいいます。

第2章　補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

がん診断一時保険金支払特約（抜粋）

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
がん	別表に掲げる悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
がん診断一時保険金額	保険証券記載のがん診断一時保険金額をいいます。
診断確定	医師によって、病理組織学的所見(注)により診断確定されたものをいいます。ただし、病理組織学的所見(注)が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。 (注) 生検を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者ががんと診断確定された場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、がん診断一時保険金を支払います。

第3条（がん診断一時保険金の支払）

(1) 当会社は、次のとおり保険金を支払います。

種類	支払事由	支払額
がん診断一時保険金	被保険者が、責任開始日(注1)以後の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合	被保険者が診断確定されたがんが、 ①悪性新生物の場合 がん診断一時保険金額 ②上皮内新生物の場合 がん診断一時保険金額の10%

(2) がん診断一時保険金の支払は、保険期間(注2)を通じ、悪性新生物または上皮内新生物につき、それぞれ1回に限ります。

(3) (1) の場合において、被保険者ががんと診断確定された時にがん診断保険金を支払うべきがんを2以上併発していた場合は、当会社は、それぞれのがんに対するがん診断保険金のうち、いずれか高い金額をがん診断保険金の支払額とします。

(4) この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者ががん(注3)を被った時が責任開始日より前であるときは、当会社は保険金を支払いません。

(注1) 保険期間の初日から（この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約をいいます。）その日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。以下同様とします。

(注2) (省略)

(注3) 医学上重要な関係があると医師の診断に基づき当会社が認めたものを含みます。

第4条（責任開始日前のがん診断によるこの特約の無効）

(1) 被保険者が初年度契約の責任開始日の前日までにがんと診断確定していた場合は、被保険者がその事実を知っていると知らないとにかかわらず、この特約は無効とします。

別表　対象となるがん

1.対象となるがん

対象となるがんは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2.上記1.の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2……	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……	悪性、原発部位
／6……	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注1) 上記1.の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1.に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

(注2) 上記2.の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

悪性新生物のみ支払特約

（がん診断一時保険金支払特約用）

当会社は、この特約により、がん診断一時保険金支払特約に規定するがん診断一時保険金については、被保険者が診断確定されたがんが、悪性新生物の場合にのみ支払うものとします。